

処分した一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

種類：燃やせるごみ

(単位:t)

数量：	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1号炉	1,192.16	596.59	1,149.72	953.69	107.96								4,000.12
2号炉	641.60	1,211.66	141.67	819.19	1,238.23								4,052.35
計	1,833.76	1,808.25	1,291.39	1,772.88	1,346.19								8,052.47

ばいじん除去の実施状況(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ハ)

ガス冷却室

1号炉		R7.5.7		R7.8.27								
2号炉	R7.4.8		R7.6.10									

ろ過式集じん器

1号炉		R7.5.10		R7.8.8								
2号炉	R7.4.11		R7.6.20									

※ 表の日付は、休炉時に実施したガス冷却室又はろ過式集じん器の清掃日です。ガス冷却室のばいじん除去は「毎日」、ろ過式集じん器のばいじん除去は「連続」で実施しています。

排ガス等の測定結果①(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ、ニ)

測定位置：別紙図面のとおり

【1号炉】

測定項目	自主基準値	単位	1回目
採取年月日	-	-	R7.7.15
測定結果の得られた日	-	-	R7.8.29
ダイオキシン	0.5ng-TEQ/m ³ N以下	ng-TEQ/m ³ N	0.12

測定頻度：年に1回以上

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
採取年月日	-	-	R7.4.17	R7.7.15		
測定結果の得られた日	-	-	R7.5.27	R7.8.29		
ばいじん	0.01g/m ³ N以下	g/m ³ N	<0.004	<0.004		
硫黄酸化物	20ppm以下	ppm	<0.8	<0.8		
窒素酸化物	150ppm以下	ppm	100	120		
塩化水素	20ppm以下	ppm	<1	<1		

測定頻度：6か月に1回以上

備考：酸素濃度12%補正値を記載しています。

【2号炉】

測定項目	自主基準値	単位	1回目
採取年月日	-	-	R7.6.3
測定結果の得られた日	-	-	R7.7.22
ダイオキシン	0.5ng-TEQ/m ³ N以下	ng-TEQ/m ³ N	0.084

測定頻度：年に1回以上

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
採取年月日	-	-	R7.6.3			
測定結果の得られた日	-	-	R7.7.22			
ばいじん	0.01g/m ³ N以下	g/m ³ N	<0.003			
硫黄酸化物	20ppm以下	ppm	<0.8			
窒素酸化物	150ppm以下	ppm	110			
塩化水素	20ppm以下	ppm	1			

測定頻度：6か月に1回以上

備考：酸素濃度12%補正値を記載しています。

排ガス等の測定結果②(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ)

測定位置：別紙図面のとおり

【1号炉】

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
測定日	-	-	R7.4.17	R7.7.15		
燃烧室燃烧ガス温度	800℃以上	℃	855	840		
集じん器入口の燃烧ガス温度	200℃以下	℃	194	195		
排ガス中の一酸化炭素濃度	50ppm以下	ppm	12	4		

【2号炉】

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
測定日	-	-	R7.6.3			
燃烧室燃烧ガス温度	800℃以上	℃	844			
集じん器入口の燃烧ガス温度	200℃以下	℃	193			
排ガス中の一酸化炭素濃度	50ppm以下	ppm	5			

備考：ばい煙測定日の平均値を記載しています。連続測定値の記録は、施設に備えています。

一酸化炭素濃度の自主基準値は、設計基準値です。